

株 主 各 位

北海道札幌市中央区南二条西20丁目291番地
株式会社リビングプラットフォーム
代表取締役 金子洋文

第9期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社株式公開後、初めての株主総会の開催を迎えるにあたり、新型コロナウイルス感染による適切な対応が求められる中、慎重に検討致しました結果、適切な感染防止策を実施した上で、当社第9期定時株主総会を下記の通り開催致しますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会を開催することと致しますが、株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、極力、書面により事前の議決権行使を頂き、皆様の健康状態にかかわらず、当日のご来場を見合わせることをご検討下さいませよう何卒よろしくお願ひ申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示頂き、2020年6月24日（水曜日）午後5時までには到着するようご返送頂くことにより、議決権を行使して下さいませようお願ひ申し上げます。

なお、本株主総会当日の様様につきましては、後日インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.living-platform.com>）（以下「当社ホームページ」といいます。）に掲載する予定です。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月25日（木曜日）午前10時
（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区虎ノ門1丁目4番3号 NT虎ノ門ビル 9階
（巻末の会場ご案内図をご参照下さい）

本年は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、座席の間隔を広げることから、ご用意できる席数には限りがございます。そのため、当日ご来場頂いても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

3. 目的事項

【報告事項】

1. 第9期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告及び、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第9期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

【決議事項】

議 案 定款一部変更の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎第9期定時株主総会招集ご通知添付書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条に基づき、当社ホームページに掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページに掲載させていただきます。
- ◎本株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解下さいますようお願い申し上げます。

〈株主様へのお願い〉

- ・本株主総会当日までの新型コロナウイルス感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を変更する場合がございます。当社ホームページより、発信情報をご確認下さいますよう、併せてお願い申し上げます。
- ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備致します（ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます）。
- ・発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、その他海外から帰国されてから14日間経過していないことが確認された方は、入場をお断りさせて頂く場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出頂きますようお願い致します。
- ・本株主総会の運営スタッフは、体調を確認の上、マスク着用で対応をさせていただきます。
- ・本株主総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に本招集通知及び当社ホームページに掲載しております2020年3月期決算説明資料にお目通し頂きますようお願い申し上げます。

（注）上記については、2020年5月27日時点の内容となります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社グループが行う事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）の条文について一部変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第1条 【条文省略】	第1条 【現行通り】
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 <u>当社は、次の各号に掲げる事業を営むこと、並びに当該各号に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他の事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配し、管理することを目的とする。</u>
1～25 【条文省略】	1～25 【現行通り】
第3条～第43条 【条文省略】	第3条～第43条 【現行通り】

以 上

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、雇用環境の改善や設備投資の増加を背景に、緩やかな回復基調となっておりますが、新型コロナウイルスの流行による社会・経済への影響等により、先行き不透明な状況となっており、今後、景気減速懸念は一層高まる可能性があるものと考えております。

当社グループでは、従前から危機管理マニュアル等を整備し、インフルエンザやノロウイルス等に対する感染症対策を実施して参りましたが、昨今の新型コロナウイルスの感染拡大状況に鑑み、さらなる対策強化を図っております。今後につきましても感染拡大阻止のための取組を継続してまいります。

当社グループの事業を取り巻く環境としまして、主力事業である介護事業は、高齢化率が上昇していくマクロ環境の中、当社グループが注力する価格帯、立地等については、医療機関、特別養護老人ホーム等の代替手段としても更なる需要が見込めるものと想定しております。また、障がい者支援事業は、住む場所の支援（グループホーム）と社会への適応の初期的な段階にある方へのサービス提供（就労継続支援B型）を組み合わせて運営する競合事業者が少ない状況となっており、精神病院の在宅復帰の流れと共に更に自立した生活を目指す方々の需要はより高まっていくことを想定しております。保育事業は、一部地域において、待機児童の減少は見られていますが、共働き世帯の増加等の社会構造の変化により、需要は継続的に続くものと想定しており、世代間交流や英語、珠算等の教育を重視したプログラムにより差別化が図られた認可保育所、従業員のお子様を中心に病児保育を併設した企業主導型保育等、当社グループの特徴ある保育サービスについては、今後も需要が見込めるものと想定しております。

以上のような状況のもと、当社グループと致しましては、コーポレートミッションである「持続可能な社会保障制度を構築する」を念頭に積極的な事業拡大を行い、当連結会計年度において、介護事業8施設（有料老人ホーム等6施設、グループホーム2施設）、障がい者支援事業5施設（就労継続支援B型2施設、グループホーム3施設）、保育事業1施設（認可保育所1施設）を自社開発により新規に開設致しました。

その結果、当連結会計年度における当社グループの連結業績は、売上高は7,730百万円（前期比16.6%増）、営業利益は328百万円（前期比0.3%増）、経常利益は234百万円（前期比1.6%増）親会社株主に帰属する当期純利益は104百万円（前期比34.1%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は1,367百万円（無形固定資産を含み、リース資産を除く）であります。これは、主に事業の拡大を目的とした介護施設の新規開設等に係る設備投資が925百万円、障がい者支援施設の新規開設等に係る設備投資が147百万円、保育所の新規開設等に係る設備投資が292百万円によるものであります。

(3) 資金調達状況

2020年3月17日をもって東京証券取引所マザーズ市場に上場し、公募増資により、総額556百万円の資金調達を行いました。

この他、当連結会計年度において金融機関より長期借入金として2,087百万円、短期借入金として972百万円の資金調達を行いました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はございません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はございません。

(6) 対処すべき課題

① 法的規制

当社グループは、事業活動を行う上で、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法、老人福祉法、高齢者住まい法、地域保健法、食品衛生法、消防法等様々な法規制の適用を受けております。これら法令等を遵守するためにコンプライアンス体制の構築が求められており、当社グループでは施設及び事業所運営における法令順守の徹底、業務上の業務管理体制及び内部牽制機能の強化に努めております。

当社では内部監査室に加え、法令遵守に関する主管部門としてコンプライアンス室を置き、各部門における法令・諸規則等の遵守状況の調査、指導、相談等を行っております。さらに、コンプライアンスに関する重要な業務の執行等を決定するため、当社代表取締役を議長とするコンプライアンス会議を置き、当該会議での審議結果を取締役に報告しております。

② 多様な人材の確保及び定着化

今後の事業拡大に伴い、サービスを提供する人材の確保及び定着化は重要な課題の一つとして認識しております。また、持続的な成長のためには多種多様な視点・価値観が必要であることを認識し、社内における人材の多様性の確保

や働き方改革を進めていくことが必要であると考えております。

当社グループでは、有資格者や介護経験の豊富な職員を適正に配置するため、四半期での能力・資格・経験等に応じた処遇面の見直しや、福利厚生の実施等により、働き甲斐がある職場環境を構築することに努めているだけでなく、処遇面については、他社を含めたエリア毎の平均給与を上回る金額になるよう四半期毎に見直しを行っています。また、人材の多様性の確保については、各種施策を積極的に推進し、多様な人材が活躍できる職場環境づくりを進めております。

具体的には、定年の70歳への引き上げや無資格未経験者であっても、自信とやりがいを持って働き続けられる環境を整えるため、2016年度より、当社グループにおいて、介護職員初任者研修及び国家資格である介護福祉士取得のための実務者研修を神奈川県、北海道にて開講し、現在は東京にも広がっております。そして、当社グループ従業員については、原則、無料で受講できる取り組みを進めております。

今後におきましては、従業員個々人のキャリア構築、ワークライフバランスを推進するとともに、外国人や女性、障がい者の雇用を促進し、性別、国籍、障がいの有無を問わず多様な人材の育成・確保に努めてまいります。

③ 新型コロナウイルスの感染拡大防止

当社グループで運営する介護事業・障がい者支援事業では、厚生労働省から発布されている「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」に従い『持ち込ませない』『持ち出さない』『拡げない』を基本方針とし、感染拡大防止に取り組んでおります。また、保育事業においても、同省から発布されている「保育所における感染症対策ガイドライン改訂版」に基づき、当社子会社である株式会社ナーサリープラットフォームが策定した「衛生管理・感染症対策マニュアル」に則り、感染拡大防止に取り組んでおります。

従業員については、従来からオンラインでの会議参加が可能な体制としておりましたが、現在は出張及び事業所間の移動を原則、取りやめとしている他、オフィスワークが主となる従業員についても可能な範囲でのリモートワークを推進しております。社外の方々との打ち合わせにつきましては、原則、中止、延期又は電話等とし、接触機会の削減にご協力頂いております。

また、情報共有体制につきましては、各自治体から各事業所に対して、直接、通知される情報は、直ちに本部へ報告するとともに全国の各事業所へ共有を行っております。また、厚生労働省等より新型コロナウイルスに関する通知がある都度、事業運営部門責任者より社内イントラネットにて情報を詳細に掲載し、各事業所と本社間の双方向での情報収集及び周知徹底を図っております。

その他、罹患者発生時の対応についても当社グループでの取り決めを策定し迅速な対応が講じられるよう体制を構築しております。

(7) 財産及び損益の状況（全て税抜処理）

区 分	2017年度 第 7 期	2018年度 第 8 期	2019年度 (当連結会計年度) 第 9 期
売 上 高	5,679,172 千円	6,627,713 千円	7,730,586 千円
経 常 利 益	145,373 千円	230,734 千円	234,364 千円
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	76,338 千円	158,915 千円	104,726 千円
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	60.58 円	118.74 円	77.73 円
総 資 産	5,790,815 千円	5,821,285 千円	6,884,788 千円
純 資 産	241,162 千円	408,119 千円	1,070,469 千円
1 株 当 たり 純 資 産	180.24 円	304.34 円	715.55 円
発 行 済 株 式 数	1,338,000 株	1,341,000 株	1,496,000 株

(注) 1. 当社では、第7期より連結計算書類を作成しております。

2. 当社は、2018年3月15日に1株を2,000株に分割しております。1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は、分割後株数に基づき算出しております。なお、発行済株式数は自己株式を控除しております。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はございません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社リビングプラットフォーム東北	1,000 千円	100 %	介護事業
株式会社シルバーハイツ札幌	50,000 千円	100 %	介護事業
株式会社アルプスの杜	100,000 千円	100 %	介護事業
株式会社ナーサリープラットフォーム	58,500 千円	100 %	保育事業
株式会社OSプラットフォーム	1,000 千円	100 %	給食事業 不動産賃貸業

③ 特定完全子会社に関する事項

会社名	住 所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社シルバーハイツ札幌	北海道札幌市豊平区福住3条 3丁目41番地	1,434,187 千円	4,745,007 千円

(9) 主要な事業内容

事業名	事業内容
介護事業	<ul style="list-style-type: none"> ①介護付有料老人ホーム ②住宅型有料老人ホーム ③サービス付き高齢者向け住宅 ④認知症対応型共同生活介護(グループホーム) ⑤居宅介護支援 ⑥通所介護(デイサービス) ⑦短期入所者生活介護(ショートステイ) ⑧訪問介護 ⑨訪問看護 ⑩小規模多機能型居宅介護 ⑪定期巡回随時対応型訪問介護看護 ⑫福祉用具貸与 ⑬コンサルティング業務
障がい者支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ①就労継続支援B型 ②就労移行支援 ③生活訓練 ④共同生活援助(グループホーム)
保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ①認可保育所 ②企業主導型保育所

(10) 主要な事業所（2020年3月31日現在）

区 分	所 在 地 及 び 地 区			
事務所	グループ本部（北海道札幌市豊平区）			
	東京本部（東京都港区）			
介護事業	北海道地区 11	東北地区 5	関東地区 27	関西地区 2
障がい者支援事業	北海道地区 7	東北地区 2	関東地区 6	—
保育事業	北海道地区 2	東北地区 1	関東地区 4	沖縄地区 1

- (注) 1. 介護事業における事業所数は、介護付有料老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）及び短期入所者生活介護（ショートステイ）の合計数です。その他、当社グループが運営する住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅に併設し各種介護サービス（訪問介護や訪問看護等）を提供する事業所等が2020年3月末時点で26事業所あります。
2. 保育事業における事業所数には、外部へ運営委託をしている「ハーバーキッズみなとみらい保育園」は含みません。

(11) 従業員の状況（2020年3月31日現在）

① 当企業集団の状況

従業員数			前連結会計年度末比			平均年齢	平均勤続年数
正社員	(非常勤)	合計	正社員	(非常勤)	合計		
523名	(1,016名)	1,539名	51名増	(139名増)	190名増	45.44歳	3.40年

② 当社の状況

従業員数			前連結会計年度末比			平均年齢	平均勤続年数
正社員	(非常勤)	合計	正社員	(非常勤)	合計		
297名	(575名)	872名	38名増	(72名増)	110名増	47.64歳	2.75年

- (注) 1. 当企業集団の従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含めた就業人員数であります。
2. 当企業集団の従業員数は、就業人員数（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であります。平均非常勤雇用人員（契約社員及びパートタイマーの従業員を含み、派遣社員を除く。）は、年間の平均人員（月末在籍者数を月数（12か月）で割り算出）を（括弧書）で記載しております。
3. 当企業集団及び当社の従業員が前期に比較して増加した主な理由は、新規開設によるものです。

(12) 主要な借入先及び借入額 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社七十七銀行	704,258 千円
株式会社北陸銀行	598,124 千円
株式会社新生銀行	442,050 千円
株式会社みちのく銀行	338,795 千円
株式会社北洋銀行	273,676 千円
株式会社りそな銀行	229,698 千円
株式会社京葉銀行	144,233 千円
株式会社みずほ銀行	133,190 千円
株式会社北海道銀行	93,304 千円
株式会社関西みらい銀行	86,800 千円
株式会社東日本銀行	72,757 千円
株式会社商工組合中央金庫	36,020 千円

(13) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はございません。

2. 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 5,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 1,496,000株（自己株式37,000株を除く。）
 (3) 株主数 889名
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社HCA	812,000株	54.27%
金 子 洋 文	298,000株	19.91%
大和PIパートナーズ株式会社	58,400株	3.90%
楽天証券株式会社	16,300株	1.08%
77ニュービジネス投資事業有限責任組合	16,000株	1.06%
有限会社ミロス	14,000株	0.93%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	8,800株	0.58%
野村証券株式会社	7,300株	0.48%
パークレイズ証券株式会社	5,200株	0.34%
田 村 健	5,000株	0.33%
モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社	5,000株	0.33%

(注) 当社は、自己株式37,000株を保有していますが、上記大株主からは除外しております。
 また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

2020年3月16日を払込期日とする公募増資による新株発行により、発行済株式総数は155,000株増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

- ・新株予約権の数
29,300個
- ・目的となる株式の種類及び数
普通株式 29,300株（新株予約権1個につき1株）
- ・当社取締役、その他の役員¹の保有する新株予約権の区分別合計

	回次（行使価額）	行 使 期 限	個 数	保有者数
取締役 （社外取締役を除く）	第1回（2,750円）	2020年7月13日 ～ 2028年7月12日	10,800個	3名

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況
該当事項はございません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2020年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
金子洋文	代表取締役	(株)シルバーハイツ札幌 代表取締役 (株)リビングプラットフォーム東北 代表取締役 (株)OSプラットフォーム 代表取締役 (株)ナーサリープラットフォーム 代表取締役 (株)アルプスの杜 代表取締役 (株)HCA 代表取締役
林隆祐	取締役	経営企画部 部長 (株)ナーサリープラットフォーム 取締役 (株)シルバーハイツ札幌 取締役 (株)アルプスの杜 取締役
小林伸也	取締役	運営部 部長 (株)シルバーハイツ札幌 取締役 (株)アルプスの杜 取締役
伊藤浩太郎	取締役	管理部 部長 (株)シルバーハイツ札幌 取締役 (株)ナーサリープラットフォーム 取締役 (株)アルプスの杜 取締役
田中宏明	取締役	非常勤取締役 (株)GOF 代表取締役 (株)夏目総合研究所 取締役 GOF法律事務所 弁護士 (株)エネコートテクノロジーズ 取締役
河江健史	取締役	非常勤取締役 河江健史会計事務所 代表 FYI(株) 代表取締役 シュバイツェル・インベストメント(株) 監査役
丹野正明	監査役	常勤監査役 (株)シルバーハイツ札幌 監査役 (株)アルプスの杜 監査役
浅川弘樹	監査役	非常勤監査役 浅川総合会計事務所 代表 マリモ・アセットマネジメント(株) コンプライアンス委員会 外部委員

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
片倉秀次	監査役	非常勤監査役 JAZY総合法律事務所 代表弁護士 株式会社デジタル・ナレッジ 監査役

- (注) 1. 田中宏明及び河江健史両氏は、社外取締役であります。田中宏明氏は、弁護士としての実務を通じて培われた豊富な経験と高い見識を有するものであります。河江健史氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
2. 浅川弘樹及び片倉秀次両氏は、社外監査役であります。浅川弘樹氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。片倉秀次氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有するものであります。
3. 当社は、取締役田中宏明、河江健史、監査役浅川弘樹、片倉秀次の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬額
取締役 (うち社外取締役)	6名 (2名)	39,480千円 (3,000千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	10,680千円 (2,400千円)
合計 (うち社外)	9名 (4名)	50,160千円 (5,400千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額は、2017年6月30日開催の第6期定時株主総会において年額200万円以内（使用者兼務取締役の使用人分の給与は含まない）と決議しております。
2. 監査役の報酬等の総額は、2018年6月29日開催の第7期定時株主総会において年額300万円以内と決議しております。

(4) 役員報酬等の決定

取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって総額を決定する旨定款に定めており、各取締役の報酬等は、株主総会が決定した報酬等総額の限度内において取締役会で決定し、各監査役の報酬等は、株主総会が決定した報酬等総額の限度内において監査役会で決定しております。

(5) 社外役員に関する事項

①取締役 田中 宏明

ア. 重要な兼職先と当社との関係

- ・株式会社GOFと当社の間には特別な関係はありません。
- ・株式会社夏目綜合研究所と当社の間には特別な関係はありません。
- ・GOF法律事務所と当社の間には特別な関係はありません。
- ・株式会社エネコートテクノロジーズと当社の間には特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会には、21回中21回出席し、弁護士としての法務の知見に限らず、経歴から培われた豊富な知識・経験と幅広い見識に基づき当社の経営の助言を行ってまいりました。

②取締役 河江 健史

ア. 重要な兼職先と当社との関係

- ・河江健史会計事務所と当社の間には特別な関係はありません。
- ・FYI株式会社と当社の間には特別な関係はありません。
- ・シュバイツェル・インベストメント株式会社と当社の間には特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会には、21回中21回出席し、公認会計士としての経験・識見やこれまで培ってきた豊富な危機対応経験や実績に基づき、内部管理体制に係る幅広い助言を行ってまいりました。

③監査役 浅川 弘樹

ア. 重要な兼職先と当社との関係

- ・浅川総合会計事務所と当社の間には特別な関係はありません。
- ・マリモ・アセットマネジメント株式会社と当社の間には特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会には、21回中21回出席しました。また、監査役会には15回中15回出席し、公認会計士として豊富な経験に基づき、社外の独立した立場から当社の監査、助言を行ってまいりました。

④監査役 片倉 秀次

ア. 重要な兼職先と当社との関係

- ・JAZY総合法律事務所と当社の間には特別な関係はありません。

- ・株式会社デジタル・ナレッジと当社の間には特別な関係はありません。
- イ. 当事業年度における主な活動状況
- 当事業年度開催の取締役会には、21回中21回出席しました。また、監査役会には15回中15回出席し、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、社外の独立した立場から当社の監査、助言を行っておりました。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、妥当性を検証した上で、会計監査人の報酬等の額に同意しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることと致します。会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任致します。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に基づき、業務の有効性及び財務諸表の信頼性を確保するため「内部統制システム構築の基本方針」を定めており、概要は以下の通りであります。(最終改定日：2019年11月14日)

① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び従業員の職務の執行に関する法令等の適合性について、内部監査担当者による内部監査、監査役監査等の実施による確認及びその報告並びに是正措置を実施する。

コンプライアンスについては、法令遵守に関する主管部門としてコンプライアンス室を置き、コンプライアンス体制の整備・向上を図るために、全役職員を対象とした「コンプライアンス規程」を整備し、その周知・徹底に努めることとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書等で記録し、保存期間を定め適切に保存、管理を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、事業遂行に伴うさまざまなリスクに対して発生の防止と被害損失の最小化を図ることを目的として「リスク管理規程」を定める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「取締役会」を意思決定・監督機関と位置付け設置する。

経営会議は、業務運営上の重要事項についての審議・決定、取締役会付議事項の事前協議、取締役会決議事項の事後報告等を行う。

それぞれの運営及び付議事項等を定めた「取締役会規程」及び「経営会議規程」を制定する。

中期事業計画は経営会議、取締役会を経て策定され、それらに沿った事業戦略及び諸施策を図る。また、社内の指揮・命令系統の明確化及び責任体制の確立を図るため、業務分掌及び職務権限に関する諸規程を制定する。

- ⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社が定める関係会社管理規程に基づく管理基本方針において、子会社の経営内容を的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求めらる。

当社は、当社グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程を策定し、同規程において子会社にリスクマネジメントを行うことを求めるとともに、グループ全体のリスクを統括的に管理する。

当社の監査役及び内部監査担当部門は、子会社の業務の適正性について調査する。

- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。

当社の各部門及び子会社は、業務遂行にあたり、職務分離による牽制等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

- ⑦ 監査役職務を補助すべき従業員を置く事を求めた場合における当該従業員に関する事項

監査役会が職務を補助する従業員を置くことを求めた場合は、当該従業員を置くものとする。

配置にあたっての従業員の人数、人選等については、監査役の意見を十分考慮して検討する。

- ⑧ 前項の従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役職務を補助すべき従業員は、もっぱら監査役の指揮・命令に従うものとする。

監査役職務を補助する従業員は、他部署を兼務しない。

- ⑨ 監査役職務を補助すべき従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役職務を補助すべき従業員に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員及び従業員に周知徹底する。

- ⑩ 当社及び子会社の取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

当社及び子会社の取締役及び従業員は、その職務の執行状況について、取締役会等の重要会議を通じて監査役に、必要の都度、遅滞なく報告する。

当社及び子会社の取締役及び従業員は、監査役が事業の報告を求めた場合、または監査役が当社グループの業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。

当社及び子会社の取締役及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼした事実又は及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告する。

- ⑪ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底する。

- ⑫ 監査役の仕事の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の仕事の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用を支払うものとする。

- ⑬ その他監査役の仕事が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の仕事機能の向上のため、社外監査役の選任にあたっては、専門性のみならず独立性を考慮する。

監査役は、取締役の仕事執行の監査及び監査体制の整備のため、必要に応じて代表取締役、会計監査人、内部監査担当部門等とミーティングを行う。

監査役は、会計監査人、内部監査担当部門等と、情報・意見交換等を行い、緊密な連携を図る。

- ⑭ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては弁護士や警察等とも連携し毅然とした姿勢で対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- ① 当事業年度における主な会議の開催状況として、取締役会は21回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席致しました。その他、監査役会は15回、開催致しました。
- ② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施致しました。
- ④ コンプライアンス室は、各部門における法令・諸規則等の遵守状況の調査、指導、相談等を行い、コンプライアンスに関する重要な業務の執行等を決定するため、当社代表取締役を議長とするコンプライアンス会議を原則として毎週開催し、当会議での審議結果を取締役に報告しております。

以 上

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	3,025,624	流動負債	1,825,726
現金及び預金	1,631,885	短期借入金	162,000
受取手形及び売掛金	1,091,152	1年内返済予定の長期借入金	531,292
商品及び製品	1,902	リース債務	19,587
原材料及び貯蔵品	12,232	未払金	237,798
前払費用	141,265	未払費用	360,579
その他	147,186	未払法人税等	124,433
固定資産	3,859,007	前受金	229,752
有形固定資産	2,846,055	預り金	43,430
建物及び構築物	1,498,717	賞与引当金	54,258
車両運搬具	6,185	その他	62,594
工具、器具及び備品	51,231	固定負債	3,988,591
土地	618,691	長期借入金	2,459,613
リース資産	573,300	長期前受金	436,688
建設仮勘定	94,852	リース債務	688,873
その他	3,075	退職給付に係る負債	113,365
無形固定資産	140,158	その他	290,051
のれん	135,020	負 債 合 計	5,814,318
ソフトウェア	2,959	(純 資 産 の 部)	
その他	2,179	株主資本	1,070,469
投資その他の資産	872,793	資本金	357,070
投資有価証券	54,215	資本剰余金	1,370,569
長期貸付金	30,855	利益剰余金	△583,169
差入保証金	464,369	自己株式	△74,000
長期前払費用	18,131		
繰延税金資産	83,337		
その他	221,884		
繰延資産	155	純 資 産 合 計	1,070,469
創立費	39		
開業費	81		
その他	34		
資 産 合 計	6,884,788	負 債・純 資 産 合 計	6,884,788

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		7,730,586
売上原価		6,701,868
売上総利益		1,028,718
販売費及び一般管理費		699,778
営業利益		328,940
営業外収益		
受取利息及び配当金	489	
助成金収入	127,605	
その他	30,410	158,505
営業外費用		
支払利息	100,947	
控除対象外消費税等	126,700	
その他	25,433	253,081
経常利益		234,364
特別利益		
固定資産売却益	5,725	
退職給付引当金戻入額	45	5,770
特別損失		
固定資産圧縮損	79,653	
投資有価証券売却損	2,174	
その他	19	81,847
税金等調整前当期純利益		158,286
法人税、住民税及び事業税	97,507	
法人税等調整額	△43,946	53,560
当期純利益		104,726
親会社株主に帰属する当期純利益		104,726

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首 残高	79,000	1,092,499	△687,896	△74,000	409,603
当期変動額					
新株の発行	278,070	278,070	—	—	556,140
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	104,726	—	104,726
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	278,070	278,070	104,726	—	660,866
当期末 残高	357,070	1,370,569	△583,169	△74,000	1,070,469

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当期首 残高	△1,484	△1,484	408,119
当期変動額			
新株の発行	—	—	556,140
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	104,726
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,484	1,484	1,484
当期変動額合計	1,484	1,484	662,350
当期末残高	—	—	1,070,469

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	2,025,185	流動負債	1,200,791
現金及び預金	974,765	短期借入金	50,000
売掛金	813,800	1年内返済予定の長期借入金	483,584
商品	1,057	リース債務	11,195
貯蔵品	408	未払金	262,032
前払費用	95,718	未払費用	223,932
その他	139,434	未払法人税等	88,626
固定資産	2,719,787	前受金	27,391
有形固定資産	537,758	預り金	7,464
建物	175,821	賞与引当金	25,985
構築物	408	その他	20,578
機械及び装置	794	固定負債	1,624,809
車両運搬具	6,138	長期借入金	1,101,428
工具、器具及び備品	30,811	リース債務	217,160
土地	155,386	退職給付引当金	53,317
リース資産	167,247	その他	252,903
その他	1,150	負 債 合 計	2,825,601
無形固定資産	67,396	(純 資 産 の 部)	
のれん	66,840	株主資本	1,919,405
ソフトウェア	440	資本金	357,070
その他	116	資本剰余金	1,370,569
投資その他の資産	2,114,631	資本準備金	908,319
長期貸付金	26,000	その他資本剰余金	462,250
長期前払費用	12,525	利益剰余金	265,766
関係会社株式	1,769,946	その他利益剰余金	265,766
繰延税金資産	27,357	繰越利益剰余金	265,766
その他	278,802	自己株式	△74,000
繰延資産	34	純 資 産 合 計	1,919,405
その他	34	負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,745,007
資 産 合 計	4,745,007		

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		4,939,252
売上原価		4,341,563
売上総利益		597,689
販売費及び一般管理費		492,995
営業利益		104,693
営業外収益		
受取利息	349	
助成金収入	47,245	
その他	11,182	58,777
営業外費用		
支払利息	52,275	
控除対象外消費税等	88,058	
その他	20,719	161,053
経常利益		2,416
特別利益		
退職給付引当金戻入額	36	36
税引前当期純利益		2,453
法人税、住民税及び事業税	42,192	
法人税等調整額	△10,611	31,580
当期純損失		29,126

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本準備金	その他 資本剰余金	繰越利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計
当期首 残高	79,000	630,249	462,250	294,892	△74,000	1,392,392
事業年度中の変動額						
新株の発行	278,070	278,070	—	—	—	556,140
当期純損失	—	—	—	△29,126	—	△29,126
事業年度中の変動額合計	278,070	278,070	—	△29,126	—	527,013
当期末 残高	357,070	908,319	462,250	265,766	△74,000	1,919,405

(単位：千円)

	純資産合計
当期首 残高	1,392,392
事業年度中の変動額	
新株の発行	556,140
当期純損失	△29,126
事業年度中の変動額合計	527,013
当期末 残高	1,919,405

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年6月3日

株式会社リビングプラットフォーム
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 三 浦 太 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 丸 山 高 雄 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社リビングプラットフォームの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リビングプラットフォーム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年6月3日

株式会社リビングプラットフォーム
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 三 浦 太 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 丸 山 高 雄 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リビングプラットフォームの2019年4月1日から2020年3月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告致します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 事業報告に記載されている子会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 監査役の意見（異なる監査意見がある場合）

ありません

4. 後発事象（重要な後発事象がある場合）

ありません

2020年6月3日

株式会社リビングプラットフォーム 監査役会

監査役（常勤監査役） 丹野正明 ⑨

監査役（社外監査役） 浅川弘樹 ⑨

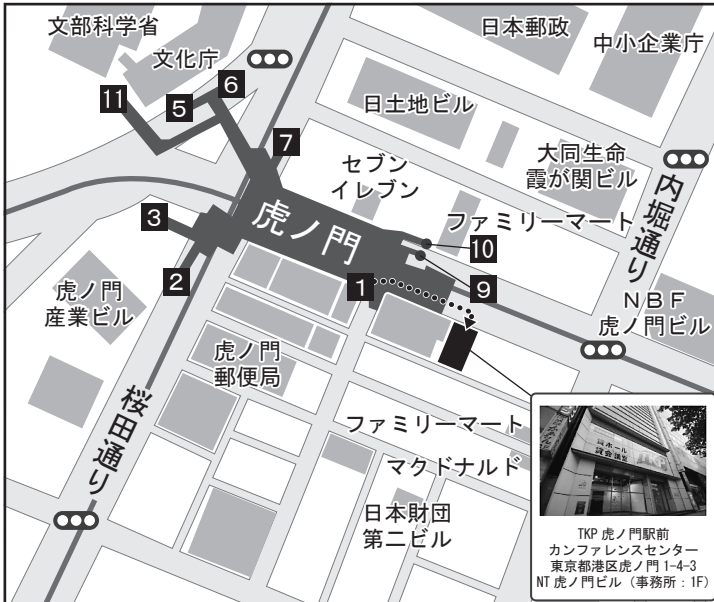
監査役（社外監査役） 片倉秀次 ⑨

(注) 監査役浅川弘樹及び監査役片倉秀次は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

第9期定時株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区虎ノ門1丁目4番3号
NT虎ノ門ビル9階



交通：東京メトロ銀座線 虎ノ門駅1番出口 徒歩1分